

## イギリス金融サービス市場法にみる保険募集規制改革 —効率的な監督規制構築へ向けての取組み—

第一生命経済研究所 高崎康雄

### 1. はじめに

日本では、2004 年 12 月に公表された金融改革プログラムの下、利用者利便と利用者保護という視点から制度整備が進められてきた。保険分野では、保険商品の販売・広告等における顧客説明のあり方が課題の一つとされ、検討が進められた結果、本年 6 月には最終報告がとりまとめられた。また、諸外国の例を参考に横断的な取引ルール（いわゆる投資サービス法）が展望され、本年 6 月には証券取引法を改組する形で金融商品取引法も制定されている。

これに対し、日本での検討の際に参考にされたイギリスの金融サービス市場法では新法施行後に幾つかの課題が指摘され、諸改革が進められている。そこで、本報告では同法下での諸改革のうち、情報提供規制の内容を概観することで、日本での現状について振り返ると同時に日本への示唆を明らかにしたい。

### 2. イギリス金融サービス市場法下で進められている諸改革

#### (1) 規制見直し時の問題意識

2001 年 12 月の金融サービス市場法施行後 2 年を経過したことを契機に、より効率的な監督規制を実現するという点から規制の見直しが進められた。販売・勧誘規制に係わる課題として認識されていることを大別すると、第 1 に、新法施行後にリテイル分野での法令遵守に係わるコストが増加している点がある<sup>1</sup>。このため販売時のコスト増による収益面での制約から、保険会社を始めとする金融機関が顧客の選別を強めた結果、中低所得者層の金融商品に対するアクセスに障害が生じ、貯蓄不足に陥っているという構造的な問題が指摘されている。第 2 に、詳細な規定を遵守することに意

---

<sup>1</sup> この時点で問題視されているのは、変額保険、終身保険、個人年金等の投資性商品である。というのも、投資性商品については、2001 年 12 月に施行された金融サービス市場法で規制対象として取り込まれたが、定期保険や医療保険等の保障性商品については、EU の保険仲介者規制指令等を国内法化する中で、募集規制全般の見直しが進められ、2005 年 1 月から新しく規制が導入されたという違いがあるためである。

---

識がいく余り、キー・フィーチャーズ書面等の情報提供規制が形骸化しているという事態を招いていることが認識されている<sup>2</sup>。

## （２）改革の方向性

具体的な解決策としては、第 1 に、2005 年 4 月より新しくステークホルダー商品と呼ばれる商品区分が設けられた。同制度の下では預金や投資信託に加え、個人年金等の貯蓄期間に応じた商品が用意されているが、従来の枠組みと異なる点は、リスク性を抑制する等、商品設計に関与することでいわば型決めし、商品選択できる範囲を絞り込んだ上で、販売・勧誘規制を緩和していることである。

第 2 には、顧客を公正に取り扱うとする原則（Treating Customers Fairly）の下での事業運営が打ち出されている。従来の取組みと相違する点は、詳細な規制から原則を重視した規制枠組みへの転換を通じ、規制の実効性確保が企図されていることである。特に、事業構造、自社の顧客属性等の要素を考慮した上で、商品設計から販売・勧誘、給付金請求といった保険会社と顧客との間の全工程について何が適切かを個別会社に評価させる。その上で、必要に応じ経営陣主導により社内への浸透を図ることで企業文化の変革をも要請しているという違いがある。

## 3. おわりに

日本では、金融改革プログラム下での検討を踏まえ、本年 4 月から交付されるようになった契約概要・注意喚起等の情報提供書面に加え、来年度には、保険商品が顧客のニーズに合致することを確認するという機能を有した「意向確認書面」の導入も予定されている。今後必要になってくることは、各種書面の記載内容が本来の目的に則したものであるかという点でのモニタリングだと思われるが、このとき画一的な運用により実効性を欠くようなことがあってはならないと考える。

原則を重視し、個社の取組みを促すというイギリスの事例は、始まったばかりでもあり現時点で評価を下すのは時期尚早であるが、規制遵守に関わるコストと消費者利益のバランスを確保するという意味での選択肢を示したものであり、注目すべき動向と考えられる。

---

<sup>2</sup> 形骸化という意味は、文言が多い、表現がわかりにくい等の記載内容に問題があるために消費者に情報提供書面が交付されていても読まれることが少ない等の事態を指している。